

第5回

鳥取市青谷町地域生活交通協議会

次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 議 事
 - 報告・協議事項
 - ① 朝・夕のバス運行について
質疑
 - ② 日中の生活交通の主な方法と特徴について
質疑
4. その他
5. 閉 会

【日時】

令和3年8月31日（火）

19:00～20:30

【場所】

鳥取市青谷町総合支所 第2-3会議室

⑩朝・夕バス運行の今後の方向性

- ・朝・夕のバスと日中のバスでは、利用者や乗車人数等状況が異なるため、朝・夕の交通手段と日中の交通手段は切り離して検討していく。
- ・朝の便について、小畑線、桑原線、養郷線、栄町線をバス2台体制で運行することは可能。
- ・絹見、長和瀬については、絹見バスを長和瀬まで路線延長することで対応可能。
- ・夕方の便について、小畑線、桑原線、養郷線、栄町線は現行の運行方法を継続することでバス2台での運行が可能。
- ・学校が午前中の場合は、小畑線、桑原線、絹見・長和瀬線の3路線を臨時便等で対応が必要。

⑪事業所との協議について

<主な協議事項>

- ・路線バス撤退後、バス2台で朝2便、夕2便の計4便を運行することについて
- ・運転手の確保について
- ・バスの調達や運行経費について
- ・冬のバス路線の除雪状況について
- ・学校行事等の把握や対応について
- ・日中の交通手段について
- ・既存路線バスの撤退時期について

<検討・確認事項>

- ・運転手の勤務条件や確保等について
- ・費用面について

<まとめ>

- ・朝・夕のバスの運行台数や便数について、実施可能であることを確認できた。
- ・運転手の確保や雇用条件、費用面等で引き続き、検討していく必要がある。
- ・検討事項等があるが、全体的に前向きな協議を行うことができた。

②日中の生活交通の主な方法と特徴について

- ・朝夕の時間帯の交通手段と日中の交通手段は、利用者内訳や利用者数等条件が異なるため、切り離して検討していく。
- ・日中の交通手段は、利用者の利便性や町内タクシー事業所の事務負担も考慮しながら、タクシー事業所が継続して営業できるよう、どの方法がベストか検討していく。

主な方法と特徴について

		乗合タクシー	共助交通	市有償バス
		運行可能エリア：交通不便地域		
特 徴		<ul style="list-style-type: none"> ・ドアツードアの運行がしやすい ・輸送量：小 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアツードアの運行がしやすい ・地域の実情に沿った運行がしやすい ・輸送量：小～中 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスと同様の定時定路線運行 ・輸送量：中～大
運行主体		タクシー事業者	NPO、まち協など	市
道路運送法		一般旅客自動車運送事業（緑ナンバー）	自家用有償旅客運送（白ナンバー）	自家用有償旅客運送（白ナンバー）
運行方法		直営	直営	交通事業者等に委託
使用車両		 例：タクシー車両（定員5人）	 例：ハイエース（定員10人）	 例：マイクロバス（定員29人）
運行形態		<ul style="list-style-type: none"> ・定時定路線 ・予約定路線 ・予約区域内 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時定路線 ・予約定路線 ・予約区域内 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時定路線 ※鳥取市自家用有償バス条例に基づく運行
運 賃		例：路線バス運賃相当額	例：路線バス運賃相当額	小学生100円、中学以上200円、幼児無料、障がい者100円） ※鳥取市自家用有償バス条例に基づく運賃
市補助内容		○運賃補助 タクシー運賃とバス料金相当額の差額	①運行経費補助 ②車両購入経費補助 ※上限額450万円 ③導入経費補助 ※上限額50万円 補助率：10/10	
メリット	利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・バス料金相当額で利用できる。 ・乗合をすれば、利用料金が割安になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス料金相当額で利用できる。 ・利用者の要望等を反映させやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的低料金で利用できる。
	運行主体	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに車両を確保しなくとも、既存の自社車両を活用できる。 ・タクシー運賃相当の収入がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の実態に合った運行経路や料金の設定、車両等を準備できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用車両を使うため、運行管理（経費含）等が容易。
デメリット	利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・予約の場合、先約があると都合にあわせた利用ができない場合がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな対応がむずかしい。
	運行主体	<ul style="list-style-type: none"> ・本業のタクシーと乗合タクシーを1台で兼用も可能だが、費用分割が煩雑になる。 ・専用車両での運行も可能だが、車両を1台確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理、整備管理、経費管理。 ・運転手の確保。 ・事故のリスク。 ・定時運行では効率化が図れない。 ・タクシーとの競合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づいて運行するため、画一的な運営となる。